内閣衆質二〇八第三三号

令和四年四月一日

衆

議 院

議 長

細

田

博

之殿

内閣総理大臣 岸 田 文

雄

衆議院議員牧義夫君提出国家公務員の両立支援のための給付制度に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員牧義夫君提出国家公務員の両立支援のための給付制度に関する質問に対する答弁書

一について

人事院規則一五-一四 (職員の勤務時間、 休日及び休暇) 第二十二条第一項第六号、第七号、第九号及

び第十号に掲げる場合における休暇は、有給の休暇である。

二の1について

国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) 第六十一条に規定する出産費及び家族出産費

(以下「出産費及び家族出産費」という。)については、 国家公務員共済組合 (以下「組合」という。)

の組合員 (以下「組合員」という。)である国家公務員が出産した場合 (組合員の資格を喪失した日の前

日まで引き続き一年以上組合員であった者が退職後六月以内に出産した場合を含む。)及び組合員の被扶

養者が出産した場合に、 四十万八千円が支給されるものである。 加えて、国家公務員共済組合法施 行令

(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の七ただし書の規定等に基づき、一万二千円を上限に加算

される場合がある。

二の2について

出産費及び家族出産費の金額は、 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第百一条に規定する出産育児

時 金 (以下「出産育児一時金」という。) と同額であり、 公的病院の平均的な出産費用を踏まえたもの

である。

## 二の3について

ただし、 場合に、 出産費用が出産費及び家族出産費の金額を超えた場合に、その費用の超過分を支援する仕組みはない。 附加給付として、 国家公務員共済組合法第五十一 組合が定款で定める金額を支給することができることとなっている。 条の規定等に基づき、 組合は、 出産費及び家族出産費を支給する

## 一の4について

おり、 基本として措置しているところであり、 に基づき、 ついても、この考え方に準じて、 出産育児一時金の支給額については、 また、 社会一 国家公務員の勤務条件は、 般の情勢に適応させるという情勢適応の原則の下、 出産育児一時金の支給額の状況等を踏まえて措置することが適当である 国家公務員及びその被扶養者の出産に対する経済的支援の 国家公務員法 出産費用の上昇などに伴い、 (昭和二十二年法律第百二十号)第二十八条の規定 数次にわたり引き上げを行ってきて 民間の労働条件と均衡させることを が拡充に

と考えている。

三の1について

定する「国 るべき諸給与の内容が、 百八十二号) 常時勤務に服することを要する国家公務員等については、国家公務員退職手当法 • 等が適用されることとなり、 の事業に雇用される者のうち、 求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、 雇用保険法 離職した場合に、 (昭和四十九年法律第百十六号) 他の法令・・・に基づいて支給を受け (昭和二十八年法律第 第六条第六号に規 厚生労働

三の2及び3について

省令で定めるもの」に該当し、

同法が適用されないためである。

は、 保険者が育児休業給付金の支給に係る育児休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして 同 「法第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額を、 支給額の算定の仕組みにおいては、 国家公務員共済組合法第六十八条の二の規定に基づき、 育児休業給付金は、 雇用保険法第六十一条の七の規定に基づき、 同法第四十条第一項の規定に基づく標準報酬 育児休業手当 被

 $\mathcal{O}$ 

日額を用いることとしている。

## 三の4について

は、 年度の在外公館に勤務する外務公務員及び自衛官を除く国家公務員に適用される各組合の短期給付に係る もって充てるとされ、 国家公務員共済組合法第九十九条第一項第一号に規定する育児休業手当金を含む短期給付に要する費用 同条第二項第一号の規定に基づき、 短期給付に係る掛金率は、 その百分の五十を組合員の掛金、 各組合において定めることとなっているところ、 その百分の五十を国の負担金を 令和三

## 四について

掛金率は、

千分の三十・一九から千分の四十二・四六までとなっている。

ころが明らかではなく、 お 尋ね  $\mathcal{O}$ 「出産及び育児休業に係る給付の制度について官民で一元化すること」の具体的に意味すると お答えすることは困難である。